

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（JRR-3）の使用施設等の使用前確認申請書に関する面談

2. 日時：令和4年8月25日（木） 10時30分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

研究炉加速器技術部 JRR-3管理課 マネージャー他1名

研究炉加速器技術部 利用施設管理課 マネージャー他1名

保安管理部 品質保証課 担当者他1名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 担当者他1名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和3年4月28日付けで申請（JRR-3の使用施設等として設置される中性子散乱実験用貯蔵箱（以下「貯蔵箱」という。））があり、令和4年8月12日付けで使用前確認申請の変更の内容を説明する書類が提出されたことから、その変更の内容について説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・「使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲」欄に、使用前確認申請に係る変更許可に関する事項が記載されているが、使用前検査の確認事項が「その工事が許可を受けたところによるものであること」との観点から、この欄には記載せず、別紙-2（使用前確認を受けようとする使用施設等の工事の方法）の中に記載すること。
- ・「使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法」欄に、安全機能に対する設計について記載すること。
- ・添付資料-4について
  - ✓ 「3. 1 地震による損傷の防止(1)」の耐震強度計算結果について、当該計算の前提条件となる当該貯蔵箱の設置方法等に係る設計、及び

当該貯蔵箱の地震力による横滑りに係る評価が不明確なため、当該事項に係る記載を明確化すること。

- ✓ 「13. 1 使用施設等の機能(1)」について、使用施設等の技術基準に関する規則（以下「技術基準」という。）第16条第1項の要求事項への適合を示すものとなっていないため、記載を見直すこと。
  - ✓ 「13. 2 使用施設等の機能(2)」について、現記載に基づけば、技術基準第16条第2項への適合に係る設計が必要であり、他の条項と同様に検査の種類、設計条件、設計結果等を追記すること。
  - ✓ 「15. 2 貯蔵施設(2)」に係る必要な標識について、容易に視認できる場所に設けるとの観点から、標識を設けるおよその位置を、設計結果、技術基準等の項目の記載に反映すること。また、図1に対し設計結果に基づき、その設置領域の記載を検討すること。
  - ✓ 「25. その他の仕様」において、当該貯蔵箱の設置場所の確認を員数検査の中で実施するとしているが、当該確認については検査項目に配置検査を追加し、その中で実施すること。
- ・今回の面談結果を踏まえ、申請書、添付資料の記載に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

## 6. その他

配付資料 なし

以上